

事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の分類表

区分	対象物の例	主な排出事業者	一般廃棄物	産業廃棄物
①燃えがら	木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰、炉清掃排出物（すす）等	全事業所（浴場、焼肉店、事業所等）		●
	産業廃棄物の木くずやカンナくず等を焼却した際の燃えがら、灰	建設業、製材業、木製品製造業等		●
②汚泥	工場廃水処理や各種製造工程で生ずる泥状物、道路側溝の泥状物	全事業所（工場、飲食店、旅館、国、県、市等）		●
③廃油	エンジン油などの鉱物性油、てんぷら油などの動植物性油、溶剤等	全事業所（ガソリンスタンド、飲食店、塗装業等）		●
④廃酸	酸性の廃液を含むもので、写真定着液、アルコール発酵廃液等	全事業所（写真現像所、食品製造業等）		●
⑤廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事業所		●
⑥廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発泡包装材、発泡トレイ等	全事業所		●
	飲食店等で客に提供したプラ容器、業務用のペットボトル等	飲食店、スーパー、百貨店、パチンコ店等		●
	従業員等の個人消費等に伴って生ずる弁当がら等のプラ製容器包装、プラ製品、ビニール袋、発泡トレイ、ペットボトル等	会社事務所等	●	
⑦ゴムくず	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、天然ゴム製器具等	全事業所		●
⑧金属くず	鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属なべ、金属缶等	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずる飲料缶等の金属容器、金属製品等	会社事務所等	●	
⑨ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業所		●
	従業員等の個人消費に伴って生ずるガラスびん	会社事務所等	●	
⑩鉱さい	高炉、転炉等の残さい、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等	高炉による製鉄業、製鋼・製鋼圧延業等		●
⑪がれき類	工作物の除去に伴い生ずるものでコンクリートの破片、レンガの破片等	全事業所		●
⑫ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	ばい煙発生施設		●

※この分類表は、あくまでも一例です

事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の分類表

区分	対象物の例	主な排出事業者	一般廃棄物	産業廃棄物
【業種指定】 ⑬紙くず	包装材、ダンボール、壁紙等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等	パルプ・紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、製本業等		●
	雑誌、新聞紙、事務用品、カタログ、包装紙、ダンボール	会社事務所、スーパー、飲食店等	●	
【業種指定】 ⑭木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、伐根・伐採材、木造解体材等	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	残材、チップ、おがくず、家具製品等	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業等		●
	木製机、テーブル、椅子、梱包材、板きれ、看板等	物品賃貸業に係る廃木製品		●
	木製電柱、木製電線ドラム等	電気工事業		●
	木製パレット（パレットに固定された木製の構造物）	全事業所		●
【業種指定】 ⑮繊維くず	廃ウェス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業（工作物の新築、改築、除去に伴うもの）		●
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	製糸業、紡績業等		●
	繊維くず（化繊は除く）	繊維製品製造業（衣類その他）	●	
	布製の衣類、布団、座布団等	百貨店、スーパー、寝具店等	●	
【業種指定】 ⑯動植物性残さ	魚・獣の骨、内臓のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、ハムくず、パンくず等	食料品製造業、パン・菓子製造業、めん類製造業、精穀・製粉業、豆腐製造業等 卸売市場、飲食店、スーパー、精肉店、小売店、ホテル等		●
	賞味期限切れの製品くず	同上	●	
	家畜の解体等により生ずる骨等の残さ	と畜場、食鳥処理場		●
【業種指定】 ⑰動物性 固形不要物	食肉の骨等の残さ	精肉店、飲食店、ホテル等	●	
	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等のふん尿	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		●
【業種指定】 ⑱動物の死体	牛、馬、豚、ウサギ等及び毛皮獣等の死体	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		●
	ペット、動物園等の動物の死体	ペットショップ、犬猫病院、動物園等	●	
⑳産業廃棄物を処分するために処理したもので、以上の廃棄物に該当しないもの	汚泥のコンクリート固化物等	廃棄物処理施設等		●